

事前着手申出書 留意事項

1 事前着手の原則禁止

支給対象となる作業施設等の設置・整備は、受給資格の認定後に着手しなければなりません（「着手」とは、機器の購入又は工事の実施に係る申入れ・発注・契約、支払等を行うことをいいます。以下同じ。）。

受給資格の認定前に着手することを「事前着手」といい、事前着手は禁止しています。

このため、事前着手をした場合は、受給資格の「不認定」又は「認定取消し」となり、助成金は受給できません。

ただし、認定申請書と併せて「事前着手申出書」を提出した場合に限り、機構が認定申請書を受理した日以降に着手することができます（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を除く。）。認定申請書受理日より前に着手している場合には、認定を行うことができません。

※契約書の契約日以前に既に機器の購入又は工事の実施に係る申入れや発注等を行った場合は、その日が、着手日となりますのでご注意ください。

2 事前着手申出書とは

上記1の事前着手申出書とは、認定申請の結果が不認定となった場合又は助成金申請額が減額された場合に異議を申し立てないこと、事前着手工事内容及び工事等の事前着手予定日などを記述し、申請事業主等印を押印した書類をいいます。

3 その他

- (1) 認定申請書受理日前に着手していることを隠蔽し申請を行った場合や、後日それが発覚した場合は、不正行為による虚偽申請として事業主等の名称等をホームページで公表するとともに助成金を受給した事業主等に対しては返還措置（延滞金を付加）を執ります。
- (2) 支給請求時に契約書等（作業施設・附帯施設においては「工事請負契約書」又は「請書」、作業設備においては、「売買契約書」又は「請書」）の写しを提出いただく必要があることから、契約締結にあたり、必ず契約書等を取り交わしてください。

また、契約書以外にも支給請求時に必要となる書類について、必ず事前にご確認ください。（当該書類が未提出の場合は、受給資格が認定されている場合でも不支給となることがあります。）

令和 年 月 日

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長殿

(事業主の名称・代表者名)

印

事前着手申出書

令和 年 月 日付けで〇〇〇〇〇〇助成金を申請した下記工事等について助成金の認定前に着手（工事請負契約の締結、発注又は支払）します。

ただし、着手は認定申請書の機構受理日以降とします。

なお、審査の結果、この申請が不認定、又は申請額未満の金額に減額されても異議を申し立てません。

記

- 1 事業所所在地
- 2 事業所の名称
- 3 着手工事名
- 4 着手理由
(対象障害者〇〇〇〇のためには、早期の整備が必要なため)
- 5 着手予定年月日 令和〇〇年〇月〇日以降

※着手日とは工事請負契約の締結、発注又は支払等のうちのいずれかを最初に行った日のことです。

その他留意事項については別紙「事前着手申出書 留意事項」で確認して下さい。